

## 消防用設備保守点検機器貸与規程

※昭和61年 8月 1日決定  
昭和63年10月 7日改正  
平成10年 3月26日改正  
平成13年 8月 1日改正  
平成25年 4月 1日改正

### (貸与用途)

第1条 消防用設備保守点検機器（以下「点検機器」という。）は、消防用設備の保守点検作業に使用する場合に限り貸与する。

### (貸与点検機器)

第2条 貸与する点検機器は、次のとおりとする。

品 名	型 式	数 量
煙感知器感度試験器（能美防災製）	FTD - 024 型	1
煙感知器感度試験器（ホーチキ製）	TSU-A100 型	1
普通騒音計（リオン）	NL - 42	1

### (貸与先)

第3条 点検機器は、石川県消防用設備等点検済表示制度運用規程第5条第3項の規定により登録された表示登録会員（以下「表示登録会員」という。）に限り貸与する。

### (貸与期間)

第4条 点検機器の1回の貸与期間は、3日（遠距離のため輸送が必要な場合は5日。）以内とする。

### (貸与料)

第5条 点検機器の貸与料は、別表のとおりとする。

### (貸与手続き)

第6条 点検機器の貸与を受けようとする表示登録会員は、点検機器貸与申込書（別紙様式1）により会長に申し込むものとする。

2 貸与料は、点検機器の貸与を受けた表示登録会員（以下「貸与表示登録会員」という。）が返戻後、会長の発行する請求書により納入するものとする。

3 点検機器の貸与が輸送による場合は、その輸送に要した経費は、貸与表示登録会員の負担とする。

**(貸与留意事項)**

第7条 貸与表示登録会員は、最新の注意をもって点検機器を取り扱わなければならない。

2 貸与表示登録会員は、貸与中に点検機器が破損した場合は、協会の指示に従うとともに、修理等に要した実費を支払うものとする。

**(点検機器の確認)**

第8条 協会は、点検機器の貸与の出し入れに際しては、点検機器チェック表（別紙様式2）により点検確認するものとする。

**附 則**

この規程は、昭和61年8月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、昭和63年10月7日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成10年3月26日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成13年8月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、一般社団法人石川県消防設備協会への移行登記が完了した日から施行する。

別表（第5条関係）

貸与料

点 検 機 器 名	1回当たりの貸与料	
	協会正会員である 表示登録会員	協会正会員以外の 表示登録会員
煙感知器感度試験器(能美防災製・FTD-024型)	5,000円	7,500円
煙感知器感度試験器(ホーチキ製・TSU-A100型)	5,000円	7,500円
普通騒音計（リオンNL-42）	3,000円	4,500円

## 点検機器貸与申込書

令和 年 月 日

一般社団法人石川県消防設備協会会長 殿

所在地

名 称

代表者

㊞

下記の点検機器を貸与されたく申し込みます。

### 記

#### 1 貸与を受けようとする点検機器

- ① 煙感知器感度試験器（能美防災製・FTD-024型）
- ② 煙感知器感度試験器（ホーチキ製・TSU-A100型）
- ③ 普通騒音計（リオンNL-42）

#### 2 貸与期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

#### 3 受け渡しの方法

協会事務局 輸 送

（注）貸与を受けようとする点検機器及び受け渡しの方法の項中、不要の文字を消してください。

(R2.7)

## 点 検 機 器 チ ェ ッ ク 表

貸与表示登録会員									
点検機器名		① 煙感知器感度試験器（能美防災製・FTD-024 型）							
		② 煙感知器感度試験器（ホーチキ製・TSU-A100 型）							
		③ 普通騒音計（リオン NL-42）							
点検年月日		出		入					
		令和	年	月	日	令和	年	月	日
点 検 区 分	外部に異常がないか	な	し	あ	り	な	し	あ	り
	付属品に不足がないか	な	し	あ	り	な	し	あ	り
	計器類に破損がないか	な	し	あ	り	な	し	あ	り
	特記事項 ( )	な	し	あ	り	な	し	あ	り
そ の 他									
点検者氏名印		Ⓜ			Ⓜ				